

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第11号

佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第1条 佐賀県立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(苦情への対応) 第12条 略	(苦情への対応) 第12条 略 <u>(会計年度任用職員の人事評価)</u>
(委任) 第13条 略	第13条 <u>職員のうち会計年度任用職員の人事評価の実施に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、県教育長が別に定める。</u> (委任) 第14条 略

（佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第2条 佐賀県市町立学校県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成28年佐賀県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(苦情への対応) 第12条 略	(苦情への対応) 第12条 略 <u>(会計年度任用職員の人事評価)</u>
	第13条 <u>職員のうち会計年度任用職員の人事評価の実施に関する事項は、第3条から前条までの規定にかかわらず、県教育長が別に</u>

改正前	改正後
(委任) <u>第13条</u> 略	<u>定める。</u> (委任) <u>第14条</u> 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。